

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 73,820円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(令第22条の2の2第7項第2号に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第8条～第15条 省略 (収入状況等の報告)</p> <p>第16条 市長は、法第203条に定めるもののほか、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主及び世帯員の収入の状況又は市町村民税の課税の有無について、当該<u>第1号被保険者</u>、当該世帯員の雇用主、当該世帯員の取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対し、市職員に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>第17条～第18条 省略</p> <p>第19条 市は、<u>第1号被保険者</u>、<u>第1号被保険者</u>の配偶者若しくは<u>第1号被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。</p>	<p>第1条～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 73,820円</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者(令第22条の2の2第5項第2号に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。)</p> <p>(7)～(11) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第8条～第15条 省略 (収入状況等の報告)</p> <p>第16条 市長は、法第203条に定めるもののほか、保険給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主及び世帯員の収入の状況又は市町村民税の課税の有無について、当該<u>被保険者</u>、当該世帯員の雇用主、当該世帯員の取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に対し、市職員に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。</p> <p>第17条～第18条 省略</p> <p>第19条 市は、<u>被保険者</u>、<u>被保険者</u>の配偶者若しくは<u>被保険者</u>の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、100,000円以下の過料に処する。</p>

以下省略

以下省略